

「ぐんまベトナム交流祭」運営業務 企画提案要領

1 業務の名称

「ぐんまベトナム交流祭」運営業務

2 業務の趣旨・目的

群馬県における外国人住民数は、国籍・地域別でベトナムが最も多く（令和6年12月末時点）、また、ベトナム現地における群馬県企業の進出も増すなかで、より深い相互理解の促進が求められている。

そこで、ベトナムの旧正月「テト」の時期に合わせて「ぐんまベトナム交流祭」を開催し、群馬県在住ベトナム人が故郷の懐かしさを感じながら新年を祝う場を提供する。また、県民がベトナムの文化に触れ親しむ機会を提供することにより、ベトナムへの理解促進を図るとともに、県内在住ベトナム人との交流の場を提供することにより、多文化共生の推進を図るものである。

3 業務の内容

別添仕様書のとおり

4 予算額

事業費は、5, 190, 000 円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。

- ・応募に要する経費は、含まない。（提案者の負担とする）
- ・選定された事業者に対しては、企画提案に基づき業務内容を調整の上、再度見積書の提出を依頼する。

5 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

6 応募資格

次の条件を全て満たしていること

- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者
- ・破産宣告を受け復権していない者でない者
- ・銀行取引停止処分を受けている者でない者
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと
- ・群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でない者
- ・暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと
- ・国税及び地方税を滞納している者でないこと
- ・当該委託業務を的確に遂行する体制・ノウハウ等を有し、かつ当該業務を円滑に遂行するため

の必要な経営基盤を有している者

7 スケジュール

(1) 公募開始

令和7年10月8日（水）

(2) 参加申込

令和7年10月21日（火） 午後5時 必着

※詳細は、下記8のとおり

(3) 質問受付

令和7年10月21日（火） 午後5時 まで

※詳細は、下記9のとおり

(4) 企画提案書提出期限

令和7年10月29日（水） 正午 必着

※詳細は、下記10のとおり

(5) 審査結果

令和7年11月上旬（予定）

※本業務委託公募に係る事前説明会は開催しない。

8 参加申込

企画提案への参加を希望する事業者は「参加申込書（様式1）」を電子メールにより提出する。

(1) 提出期限 令和7年10月21日（火） 午後5時 必着

(2) 提出先 下記13に同じ

※件名を「参加申込（業者名）」とすること。

※質問を提出した際は、電話にて連絡をすること。

9 質問受付

次のとおり、応募を予定している事業者から、質問を受け付ける。

(1) 受付期間 令和7年10月21日（火） 午後5時 まで

(2) 質問様式 質問書（様式2）による

(3) 質問方法 電子メールによる

(4) 提出先 下記13に同じ

※件名を「プロポーザル質問（業者名）」とすること。

※質問を提出した際は、電話にて連絡をすること。

(5) 回答 質問者及び参加申込書を提出した全者に電子メールにより行う。なお、回答は募集要領及び仕様書の追加または修正等として扱うことがある。

10 応募の手続き等

(1) 提出書類

ア 企画提案書表紙（様式3）

イ 企画提案書本体（任意様式）

ウ 業務実施体制申告書（様式4）

エ 作業工程（任意様式）

オ 費用見積書（任意様式）

- ・宛名は「群馬県知事 山本一太」とし、見積書の内訳には各経費の税抜単価、消費税及び地方消費税額を明記すること。
- ・見積額が上記4の予算額を超えた場合は、失格とする。

カ 会社概要（パンフレット等）

キ 法人登記簿謄本（*）（3カ月以内に発行されたもの）

ク 決算書（*）（直近のもの1期分（半期決算の場合は2期分））

ケ 暴力団排除に関する誓約書（群馬県暴力団排除条例第7条関係）（様式5）（*）

コ 課税（又は免税）事業者届書（様式6）

※*印の付いた書類については、「令和6・7年度物品等購入契約資格者名簿」登載者は提出不要

（2）提出方法・提出期限

ア 提出方法 電子メールとする。データのサイズが7MBを越える場合は提出方法について群馬県に相談すること。件名を「企画提案書提出（ぐんまベトナム交流祭運営業務）」とし、電子メール送信後、提出した旨必ず電話で連絡すること。

イ 提出期限 令和7年10月29日（水）正午 必着

（3）提出先 下記13に同じ

（4）応募書類の取扱い

- ・提出された応募書類は返却しない。
- ・提出された応募書類は、審査の必要上、複製を作成することがある。

（5）その他注意事項

- ・応募書類の作成・提出に要する経費は提案者の負担とする。
- ・提出された企画提案書等は、提出後に内容を変更することはできない。
- ・提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にし、契約締結後の場合には、契約を解除することがある。
- ・提出後に辞退する場合には、速やかに群馬県に連絡し、その旨を書面にて提出すること。
- ・群馬県は、提出された企画提案書の内容について、質問及び訂正を求めることができる。
- ・このプロポーザルの参加に係る手続、提出書類等で使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨とする。

11 審査

提出書類の確認ののち、各者が提出した企画提案書の審査を行い、最も優れた企画提案を提出した者を委託契約の優先交渉者として決定する。

（1）審査基準

- ・趣旨・目的の理解に関すること（事業の趣旨及び仕様書の内容に関する理解）
- ・企画提案内容に関すること（企画力、実現性・具体性、オリジナリティ、表現方法）
- ・実施体制等に関すること（業務遂行能力、業務への熱意・意欲、関連事業実績）

- ・積算に関すること（見積金額の妥当性）
- ・総合評価（全体的な整合性）

（２）プロポーザル結果の公表について

プロポーザル結果の公表は、令和７年１１月上旬を目途に群馬県ホームページ上で行う。

12 契約

- ・上記 11 において選定された者を事業の委託契約候補者とする。
- ・企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額は、群馬県との交渉で決定する。
- ・なお、優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合がある。
- ・委託により作成された成果物に関する全ての権利は、群馬県に帰属する。

13 応募先及び問い合わせ先

- （１）名 称 群馬県知事戦略部地域外交課国際連携係
- （２）所在地 〒371-8570 前橋市大手町 1-1-1
- （３）連絡先 電話 027-898-3493
- 電子メールアドレス gaikouka@pref.gunma.lg.jp